

別表1（第2条関係）

交付対象者
<p>1. 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」（令和2年4月27日福島県公表）で示されている施設のうち、「ホテル・旅館」、「民泊」、「スナック・バー」、「カラオケボックス」、「映画館」、「貸会議室」、「スポーツクラブ」、「パチンコ屋」、「テーマパーク」、「幼稚園」、「英会話教室・音楽教室」、「囲碁・将棋教室」、「生け花・茶道・書道・絵画教室」、「そろばん教室」、「ペットショップ（ペットフード売り場を除く）」、「ペット美容室（トリミング）」、「宝石類や金銀の販売店」、「住宅展示場（戸建て、マンション）」、「古物商（質屋を除く）」、「古本屋」、「ネイルサロン」、「まつ毛エクステション」、「エステサロン」、「写真屋・フォトスタジオ」を用いて営業している事業者で、令和2年4月28日から5月14日までの期間で、県の要請や協力依頼に応じて、営業施設の休止の対策を7日間以上講じた事業者。</p>
<p>2. 「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」（令和2年4月27日福島県公表）で示されている施設のうち、「飲食店（居酒屋を含む。）」、「料理店」、「喫茶店」、「和菓子・洋菓子・パン店」を営業（テイクアウト及び配達を含む。）している事業者で、令和2年4月28日から5月14日までの期間で、県の協力依頼に応じて、営業施設の休止又は営業時間の短縮の対策を7日間以上講じた事業者。</p>